

錦が丘・緑豊かな街並みを創る会規約

(名称)

第一条 本会には、「錦が丘・緑豊かな街並みを創る会」(略称 「錦が丘・緑の会」)と称し、事務局を錦が丘町内会館に置く。

(目的)

第二条 本会は、錦が丘の街路樹の保存・継承・拡充すると共に、錦が丘を緑豊かな街並みとすることを目的とする。

(本会の性格)

第三条 本会は、錦が丘町内会の実行委員会である。

(会員)

第四条 本会の目的に賛同するものを会員とする。

(事務局)

第五条 本会に事務局を置く。

(役員)

第六条 本会に、次の役員を置く。

代表 1名

幹事 若干名

会計 1名

2 役員は、会員の互選によって決定する。

3 役員の任期は1年とする。

4 代表は会を総括し、会を代表する。

5 幹事および会計は事務局を構成する。

6 町内会長は、本会を担当する町内会役員を本会に派遣する。

(会議)

第七条 代表は会議を招集し、議長となる。

2 町内会から派遣された町内会役員は、町内会、本会のそれぞれの決定事項を相互に伝達する。

(運営経費)

第八条 本会の運営に必要な経費は、拠出金、町内会からの補助金及びその他の収入による。

(会計年度)

第九条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第十条 本規約に定めのない事項については、必要に応じ、会議に諮った上で決める。

付則 1 本規約は、2010年11月9日より施行する。

2 本規約は、2012年4月1日より施行する。

3 本規約は、2017年4月1日より施行する。